

松原市人権施策行動計画（概要版）

～ 共に生き、共につながる 松原市を目指して ～

現在の人権施策行動計画の理念を継承しながら、社会情勢の変化等を踏まえて時代に即した内容に変更するため、令和2年度を初年度とする計画の改定を行います。

第1章 計画策定の背景と経緯

本市では、「市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、誰もがその個性や能力をいかして共に暮らすことのできる、人権文化が生活のあらゆる場面で豊かに息づくまち」の実現を目標とした「松原市人権施策基本方針」に基づき、人権意識の高揚や人権課題についての啓発をしています。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、万国博覧会が大阪で開催される運びとなるなど、多種多様な「ちがい」を認めて、互いに支え合う社会の実現を目指すことが、より一層重要となり、人権課題へ積極的に取り組む社会になることが求められています。本市は、各人が持つさまざまな違いを認め合う心を育み、未来につなげていくためのまちづくりを推進します。

人権に関する国際的な動き

「世界人権宣言」が採択されて以降、各国に国内行動計画の策定の要望や、人権教育の強化などを進めました。現在、世界各地でSDGsに関する啓発や取り組みが積極的に行われています。世界人権宣言の重要性や意義をさらに深めるとともに、人権の保障を充実・強化させ、21世紀が真の「人権の世紀」と呼ばれるにふさわしい時代になるよう、世界中で取り組みが進んでいます。

人権に関する国の取り組み

国内では、人権教育の推進を図り、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するための教育や啓発を推進しています。近年では、「差別解消三法」と呼ばれる法律の施行など、個別の人権課題における法整備が徐々に進んでおり、また、「パートナーシップ宣誓制度」を始める市区町村が増えてきています。他にもSDGsを広める活動を行うなど、すべての人が安心・安全に暮らせる多様性社会の実現に向けた啓発に取り組んでいます。

人権に関する大阪府の取り組み

大阪府はSDGs先進都市を目指しており、令和7（2025）年に開催する万国博覧会の視点や大阪の良さを取り入れた、新たな取り組みの創出を図っていきます。さらには、差別解消についての理解を深める狙いのガイドラインや、参加・体験型学習（ワークショップ）実施のための人権教育教材を活用しつつ、さまざまな人権課題に取り組み、国際都市にふさわしい環境の整備を進めます。

第2章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的と位置づけ

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき策定することから、あらゆる人権侵害をなくすための責務を明らかにし、人権意識の高揚を図りながら、人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

「松原市人権尊重のまちづくり条例」や「松原市人権施策基本方針」に基づき、人と人が豊かにつながり、支え合うまちづくりを進めていくために、家庭、地域、学校、職場等における人権教育の充実及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

2 計画の基本理念

松原市人権施策基本方針に基づく人権施策の基本的な考え方

○ 人権施策の基本的な5つの視点

- 【1】 お互いの違いを認め合い、尊重しあう
- 【2】 人権・命・心を大切にし、安心して安全なまちづくりを行う
- 【3】 多様性を認めあう、多文化共生の地域社会を目指す
- 【4】 人権擁護に努め、個人情報を適切に取り扱う
- 【5】 人権に関する法律や条約等を理解し、正しく情報を発信する

3 計画の実施期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

4 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成14（2002）年1月	松原市人権尊重のまちづくり条例
平成17（2005）年3月	松原市人権施策基本方針
平成19（2007）年1月	松原市人権施策行動計画
平成24（2012）年3月	松原市人権施策行動計画（改定）
平成29（2017）年3月	松原市人権施策行動計画（一部改定）

5 「松原市第5次総合計画」（平成31（2019）年～令和8（2026）年）

さらなる安心・安全の推進やまちの活力を維持・向上させ、人が輝き、だれもが「暮らしたい」と思える魅力あるまちとなるよう、本市の将来像とそれを実現するまちづくりの方向性を明らかにした松原市第5次総合計画を策定しています。

第3章 重点的に取り組む人権施策の推進

【1】人権教育・啓発の推進（家庭・地域、学校、職場）

- ① あらゆる場面や機会において啓発を進める
- ② あらゆる成長段階で効果的に行う
- ③ 知識習得型から実践的な学習の拡充

【2】人権擁護機能の充実

1. 人権相談体制の整備と拡充
2. 人権擁護・システムの構築

【3】社会全体での協働による取り組みの推進

1. 庁内体制の推進
2. 市民・企業・NPO・地域等との連携・協働の推進
3. 多文化共生社会の実現

第4章 重要課題と取り組みの方向性

1. 同和問題（部落差別）
2. 女性
3. 子ども
4. 高齢者
5. 障害のある人
6. 外国人
7. ハンセン病回復者・HIV感染者等
8. 性的マイノリティ
9. インターネットによる人権侵害
10. 様々な人権問題

第5章 計画の推進

1 基本姿勢

「松原市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権に関わる施策を総合的に推進します。また、職員が人権問題を正しく理解するための人権課題研修を推進し、「人権力」の向上に努め職務を遂行します。そして、市民が人権問題を自分自身の問題として捉えられるよう、地域、学校、関係機関等において、出前講座やセミナーを実施し、人権意識の向上に努めます。

2 推進体制

国や大阪府との適切な役割分担のもと、情報共有や連携強化に努め、本計画を効果的に推進します。また、市内の各種団体などに対しては、地域の実情に応じたきめ細かい人権施策の取り組みへの協力を働きかけるなど、幅広い連携・協力を推進します。

3 計画の進行管理と評価

本計画を推進するために、人権問題に深く関わる関係者などで構成される「松原市人権尊重のまちづくり審議会」や庁内関係各課で構成する「松原市人権啓発推進会議」において、検証や事業の見直しを図りながら本計画の内容の充実を図ります。